

新型コロナウイルス感染症の影響で 収入が減少し生活が困窮する方へ

お住いの市区町村社会福祉協議会は、生活資金の貸付相談を行っています。

「**緊急小口資金**」 → 緊急または一時的に生活費が必要な方

「**総合支援資金**」 → 生活再建までの間の生活費が必要な方

府中町社会福祉協議会 貸付相談までの流れ

(府中町にお住まいの方が対象です)

① まずはお電話ください。

府中町社会福祉協議会 (☎ 082-285-7278)

電話受付時間／月曜日～金曜日 9:00～16:00

「貸付相談について」とお伝えいただくとスムーズです。

貸付相談は、連絡をいただいた方から順番に対応させていただいています。ご理解、ご協力をお願いいたします。

② 相談日（来所していただく日）を調整します。

この際、簡単に状況等を聴き取らせていただきます。

また、来所時に必要な書類等についてもお伝えいたします。

③ 相談日にご来所いただき、貸付の申請手続きを行います。

ふれあい福祉センター(安芸郡府中町浜田本町 5-25 ※福寿館となり)の2階総合案内へお越しください。

センターの1階部分は駐車場となっています。台数に限りがありますので、ご注意ください。

こちらもご参考ください。

厚生労働省 生活支援特設ホームページ

<https://corona-support.mhlw.go.jp/>

住居を失うおそれのある方を対象とした「住宅確保給付金」は、お住いの自治体へご相談ください。→ 府中町福祉課 ☎ 082-286-3159